

これら行政指導基準についても消防用設備等の設計図書
の審査時に確認することによつて、より一層の防火安全性
の向上を図っているのである。
この届出の受付に関しては
各消防署で行っていただいで
いるところでは
あるが、一定規模
以上の建物に設
置する消防用設
備等にあつては、
規制課(建築・設
備)担当において
審査することと
なつている。
平成25年度か
らの大阪市内に
おける着工届・
設計届の届出状
況と、そのうち規
制課(建築・設
備)担当が審査
している件数は
表のとおりとなつ
ている。

年度	大阪市内(着工届・設計届)件数	規制課(建築・設備)審査件数
平成25年度	9929	808
平成26年度	9871	885
平成27年度	10392	747

図1

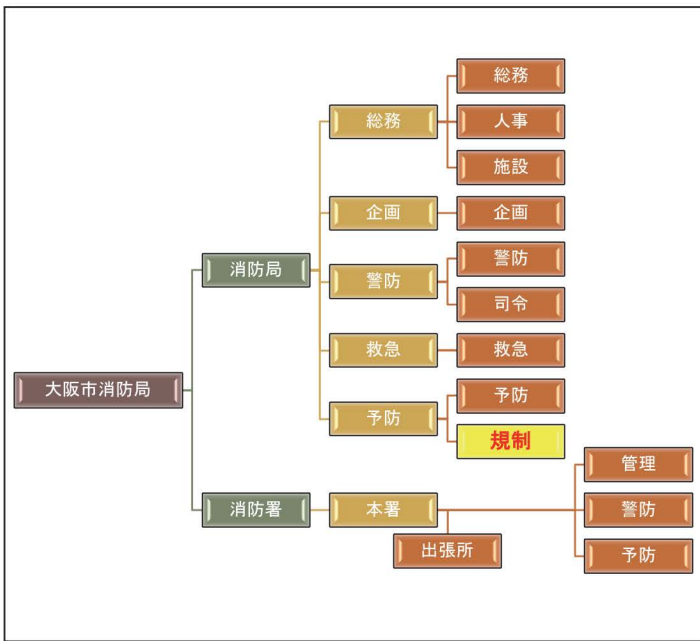
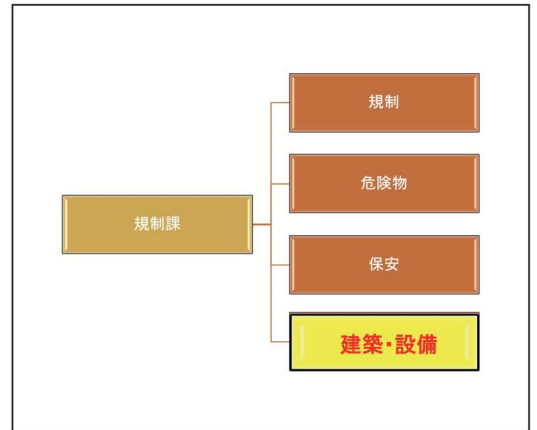


図2



おわりに

消防の任務及び目的は、市民の生命、身体及び財産を守ることです。

そのことの手段の一つとして、一度火災が発生したならば全力でその火災に立ち向かうことがあります。

また、そのことの手段の一つとして、災害が起こりにくいと考えられる建物を建ててもらふことや、火災が発生したとしても被害を軽減できると考えられる消防用設備等を設置してもらふことなどがあります。

その他にも多種多様にわたり、我々消防職員は日々業務をしています。「担当」変われど「任務及び目的」変わらずで、規制課(建築・設備)担当は、法令基準及び行政指導基準を関係者等に遵守させ、又は納得させることで、市民の生命、身体及び財産を守るつと頑張っています。地味な仕事で、成果がわかりにくいですが、やりがいのある仕事です。みなさん憶えておいてください。

(文責 浅野)